

平成24年10月

堺市

## 堺市契約関係暴力団排除措置要綱の制定について

堺市は、これまで大阪府警察本部と締結した「堺市が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書」及び「堺市暴力団等排除措置要綱」に基づき、大阪府警察本部と連携しながら本市が発注するあらゆる契約から暴力団等の介入を排除してきましたが、平成24年10月1日より「堺市暴力団排除条例」(以下「条例」という。)及び「堺市暴力団排除条例施行規則」を施行することに伴い、これまでの「堺市暴力団等排除措置要綱」を廃止し、新たに「堺市契約関係暴力団排除措置要綱」(以下「要綱」という。)を制定します。

### 堺市契約関係暴力団排除措置要綱の主な改正点

- 1 要綱名の改正
- 2 暴力団密接関係者の排除
- 3 入札参加除外審査等庁内委員会の設置
- 4 入札参加除外逃れの防止
- 5 誓約書の徴収

#### 1 要綱名の改正

条例において、「暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方及び下請負人等となることを許してはならない」ことを明文化したことに伴い、要綱が「公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等」を定めたものであることを明確にするため、要綱名を「堺市暴力団等排除措置要綱」から「堺市契約関係暴力団排除措置要綱」と改めます。

#### 2 暴力団密接関係者の排除

本市契約からの排除対象を「暴力団及び暴力団員」から「暴力団員及び暴力団密接関係者」と改め、排除の対象となる者を拡大します。

### 3 入札参加除外審査等庁内委員会の設置

入札参加除外審査等庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置し、要綱に基づく入札参加除外、入札参加除外の解除等の暴力団員及び暴力団密接関係者の排除に関する事項の決定に当たって、委員会の審査を経て、行うものとします。

### 4 入札参加除外逃れの防止

条例第8条第1項第4号に基づく措置を講ずるため、「入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（登録取下げ者）」に対しても入札参加除外の規定を適用し、入札参加除外を行う前に入札参加資格の登録を取り下げ、当該措置を免れることを防ぎます。

### 5 誓約書の徴収

本市契約からの暴力団排除を徹底するため、契約相手方及び下請負人等に対し「暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと」を表明する旨の誓約書の提出を求めます。

また、下請業務の内容にかかわらず、直近上位の発注者との下請契約の金額が500万円（税込）以上の契約を締結した全ての下請負人等より、元請負人を通じて、誓約書の提出を求めます。